

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇という。

第11条第1項第2号

〔注1〕 登記の際の法人の名称の表記には、漢字、平仮名及び片仮名の日本文字のほかは、次の文字や符号しか用いることができません。

③の符号は、字句を区切る際の符号として使用する場合にのみ用いることができ、名称の先頭や末尾に用いることはできません(「.」(ピリオド)のみは、省略を表すものとして、名称の末尾に用いることができます。)

① ローマ字(大文字及び小文字) …A, B, C, a, b, c等

② アラビア数字 ……1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0

③ 次の6個の符号 …「&」(アンパサント), 「'」(アポストロフィ), 「,」(コマ), 「-」(ハイフン), 「.」(ピリオド), 「・」(中点)

上記以外の文字、符号又は空白を用いる場合は、登記上の名称を併せて記載する必要があります。また、略称を用いる場合は、定款に規定しておくことが望ましいです。(例示参照)。

例-----

第1条

この法人は、特定非営利活動法人かごしま「ネット21!」といい、略称をNPOかごしまネット21という。ただし、登記上は、特定非営利活動法人かごしま・ネット21と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市鴨池新町〇番〇号に置く。

第11条第1項第4号

〔注1〕 主たる事務所のほかに事務所を置く場合は、従たる事務所として定款に規定する必要があります。(例示参照)。

(例)-----

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市鴨池新町〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を熊本県〇〇市〇〇丁目〇番〇号、霧島市国分中央〇丁目〇番〇号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、① に対して、② に関する事業を行い、③ に寄与することを目的とする。

第11条第1項第1号

〔注1〕 目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する必要があります。

なお、設立趣旨書や定款の第4条、第5条と矛盾のない内容とする必要があります。

(例1)-----

第3条 この法人は、アルコール依存症及びその症状に陥るおそれのある人々に対し、アルコール依存症の危険を理解せしめ、それからの自立及び回避に関する啓発及び支援の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(例2)-----

第3条 この法人は、障害を持つ人々の自立支援やこれらの人々が暮らしやすいまちづくりに関する政策提言などに関する事業を行うことにより、障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) ○○○○の○○を図る活動

(2)

第11条第1項第3号

別表(第2条関係)

〔注1〕 目的(第3条)と、その目的を達成するための事業(第5条)が、特定非営利活動促進法別表の活動のどれに該当するかを記載します。(複数選択可) 事業の内容が直接該当するものだけを記載してください。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ○○○○事業

② ○○○○に関する○○事業

③

(2) その他の事業

① △△△△事業

② △△△△に関する△△事業

③

第11条第1項第3号

第11条第1項第11号

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第5条第1項

〔注1〕 特定非営利活動法人の事業については、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」とを明確に区分する必要があります。「特定非営利活動に係る事業」については、①目的との関係をわかりやすく②何を行うのかおおよそわかる表現で（具体的な内容は事業計画書に記載）③項目ごとの事業内容が重複しないよう整理してください。

〔注2〕 「その他の事業」については、「特定非営利活動に係る事業」に該当しない事業を記載します。事業収入がある事業であっても法人の目的を達成するために直接必要な事業であれば「その他の事業」には当たりません。ただし、税法上の収益事業に該当する場合は課税される場合があります。

〔注3〕 定款上の記載方法としては、両事業を別条に記載する方法（例）もあります。また、「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合については、（例）の第5条のみを記載する方法があります。

〔注4〕 数年先には実施できる見通しの立つ事業について記載し、見通しの立たない事業については、実際に事業を計画できる時点で、定款変更（認証が必要）により追加してください。

〔注5〕 「その他の事業」を行う場合は、必ず第2項の規定が必要です。

（例）-----

（特定非営利活動に係る事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ○○国における保健医療の調査及び研究事業
- (2) ○○国における疾病防止運動への資金提供事業
- (3) ○○国における医療技術の援助事業

（その他の事業の種類等）

第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、その他の事業として、次の事業を行う。

- (1) チャリティーイベントの実施事業
- (2) ○○国の伝統文化に関する出版事業
- (3) ○○国の民芸品の販売事業
- (4) 会員相互の親睦事業
- (5) 会員のための医療技術に関する研修事業
- (6) 会員のための福利厚生事業

2 前項に掲げる事業から生じた利益は、前条に掲げる事業に支障がな

い限りにおいて行うものとし、その利益は同条に掲げるに事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) ○○会員

[注1] ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで総会における議決権を有する者です。

[注2] 正会員以外に、賛助会員等の会員の種類を定める場合には、正会員と区別して、第2号以降に記載します。なお、正会員のほかにも社員となる会員を設ける場合は、次のように定款に規定する必要があります。(例示参照)

(例)-----

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員及び○○会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

[注1] 正会員の入会に条件を設ける場合は、その条件は目的等に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。なお、正会員以外の会員について、入会手続が正会員と異なる場合には、正会員と区別してその手続を記載しますが、正会員以外の会員についても同じ入会手続をとる場合は、単に「会員」と記載します。

[例]-----

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) . . .

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込

第11条第1項第5号

第2条第2項第1号イ

書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

〔注1〕 入会金又は会費を徴収しない場合は、記載する必要はありません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〔注1〕 除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を別に置く必要があります(第11条参照)。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔注1〕 退会が任意であることを定款上明確にしておく必要があります(加入脱退の自由の保障)。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第2条第2項第1号イ

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 ○○人

(2) 監 事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

[注 1] 理事は3人以上、監事は1人以上置く必要があります。なお、定款上は、それぞれ、「○人以上○人以内」と定めることも可能です。

[注 2] 法人にどのような役職名(例えば「会長」、「代表理事」など)を設けるかは自由ですが、その役職が法律上の役員に当たるかどうかを明確にする必要があります。

[注 3] ここで設けた役職については、第14条「選任等」と第15条の「職務」にもその役職について記載する必要があります。なお、法人の代表者の役職名は代表者であることが誰にでもわかるような役職名を使用してください。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

第 11 条第 1 項第 6 号

第 15 条

第 21 条

第 19 条

第 16 条

第 18 条

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

〔注1〕 第13条第2項で設けた役職について、その役職がどのような職務を行うのか、役職ごとに違いがわかるよう記載してください。

〔注2〕 第1項・第2項は、理事長以外の理事が代表権を有しない場合に明記することが望ましいです。なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をしてください。

〔注3〕 副理事長が1人の場合は、第3項の「理事長があらかじめ指名した順序によって、」の記載は不要です。

(任期等)

第16条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔注1〕 役員の任期は、2年以内とする必要があります。

〔注2〕 第2項の規定は、定款において役員を総会で定める旨を明記している場合に限り、置くことができます。第2項の規定を設けることにより、後任者が選任されていない場合に限り、第1項で定めた任期の末日後の最初の総会が終結するまで、これを伸長することができます。なお、この規定は緊急避難的なものであり、役員は任期内に選任されるよう法人運営に努めることが重要です。

〔注3〕 第3項の「又は増員により」及び「又は現任者」の部分は、第13条の規定により役員数を増員できる場合に記載します。

〔注4〕 前任者は、辞任又は任期満了後も役員の地位にあるのではなく、臨時に役員職務を行うだけであり、総会の招集など役員としての選任権限の行使はできません（第4項関係）。

第24条第1項

第24条第2項

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 22 条

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第 2 条第 2 項第 1 号ロ

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

[注 1] 事務局及び職員を置かない場合は、記載の必要はありません。

第 5 章 総会

第 11 条第 1 項第 7 号

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

[注 1] 「正会員」の部分は、第 6 条で法上の社員と位置付けた会員を記載してください。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

第 14 条の 5

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算

- (5) 役員を選任又は解任，職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は，毎年〇回開催する。

2 臨時総会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め，招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により，監事から招集があったとき。

〔注 1〕 通常総会は，毎年 1 回以上開催する必要があります（第 1 項関係）。

〔注 2〕 総会の開催は，社員総数の 5 分の 1 以上を必要としますが，定款をもってこれを増減することは可能です。

（招集）

第 25 条 総会は，前条第 2 項第 3 号の場合を除き，理事長が招集する。

2 理事長は，前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは，その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により，開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

〔注 1〕 総会の招集は，少なくとも 5 日前までには行う必要があります。

〔注 2〕 電磁的方法により通知することも可能ですが，全ての社員が必ずしも電磁的方法に対応できるとは限らないので，電磁的方法のみの招集通知とすると規定することはできません（第 3 項関係）。

〔注 3〕 電磁的方法とは，「特定非営利活動促進法施行規則」第 1 条に規定する方法をいいます。（①電子メールの送信による方法，②ウェブサイトへの書込みによる方法，③CD-ROM等の記録媒体を使用する方法で，いずれにおいてもファイルへの記録を出力することにより書面が作成できるもの）

第 14 条の 2

第 14 条の 3

第 14 条の 4

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

法第 25 条第 2 項

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

第 14 条の 6

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 14 条の 9

〔注 1〕 電磁的記録とは、磁気ディスク、CD-R 等により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとされています。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

第 14 条の 7

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 14 条の 8

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

第11条第1項第7号

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

〔注1〕 電磁的方法により通知することも可能ですが、全ての理事が必ずしも電磁的方法に対応できるとは限らないので、電磁的方法のみの招集通知とすると規定することはできません（第3項関係）。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

第17条

第11条第1項第8号

第11条第1項第9号

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

[注 1] 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載の必要はありません。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

[注 1] 「法第 27 条に掲げる原則」とは、「正規の簿記の原則」、「真実性・明瞭性の原則」及び「継続性の原則」をいいます。

第 27 条

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

第 5 条第 2 項

[注 1] 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載の必要はありません。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

第 11 条第 1 項第 10 号

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 条第 1 項第 13 号
第 25 条

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

第 11 条第 1 項第 12 号
第 31 条第 1 項各号

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 31 条第 2 項

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち〇〇に帰属するものとする。

〔注 1〕 「〇〇」には、帰属先を特定できるように具体的な団体の名称を記載する必要があります。帰属先については①他の特定非営利活動法人②国③地方公共団体④公益社団法人⑤公益財団法人⑥学校法人⑦社会福祉法人⑧更正保護法人となっています。

〔注 2〕 設立時に帰属先を特定せず、法人設立後の総会などにおいて選定する場合、「〇〇」には「総会の議決を経て選定した者」と記載する方法もあります。なお、帰属先を定款に定めない場合又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇に掲載して行う。

〔注 1〕 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

〔注 2〕 公告すべき事項は、「貸借対照表」、「合併」、「解散時の債権の申出」及び「清算中の破産手続開始の決定」です。このうち、「解散時の債権の申出」及び「清算中の破産手続開始の決定」については、官報に掲載する必要があります。

第 11 条第 3 項
第 32 条

第 34 条

第 11 条第 1 項第 14 号
第 31 条の 10 第 4 項
第 31 条の 12 第 4 項
第 35 条第 2 項
第 28 条の 2

〔注3〕 貸借対照表の公告方法は、次の4つの方法から選んで定款で定める必要があります。

公告方法	〇〇〇の記載例
① 官報	官報
② 日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③ 電子公告	この法人のホームページ 内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
	この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

〔注1〕 この附則は、法人として成立した後に定款の各条文の規定に従って決定するのではなく、法人として成立する時点（設立当初）で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、この附則は変更されることなく、定款変更等の度に新たに追加されていくものです。

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 鹿兒島 一郎
副理事長 〇〇 〇〇
理事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
監事 〇〇 〇〇

第11条第2項

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

〔注 1〕 設立当初の役員の任期については、2 年を超えない範囲で、次期総会の開催時期等を考慮して定める必要があります。

なお、任期満了日と事業年度終了日を同じ日に設定すると、臨時総会を開催する必要がありますが、また事業年度終了とともに役員不在になる可能性があることから、事業年度終了日から 2 ヶ月ずらして定めることが好ましいと考えます。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 〇,〇〇〇円

(2) 年会費 〇,〇〇〇円

〔注 1〕 正会員とそれ以外の会員（賛助会員等）とで入会金や会費に差を設ける場合は、次のように記載します。

例) (1) 入会金 正会員 〇,〇〇〇円

賛助会員 〇,〇〇〇円

(2) 年会費 正会員 〇,〇〇〇円

賛助会員 〇,〇〇〇円